

未熟練労働者の労働災害をなくそう

業務経験期間が3年以内の未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険への認識が薄く、安全な作業方法も十分に身につけていないため、労働災害にあう危険が高い状態にあります。

令和7年に群馬労働局管内で発生した休業4日以上[※]の労働災害のうち、未熟練労働者の死傷者数は、1,184人（46.4%）と全体の**約5割**を占めています。

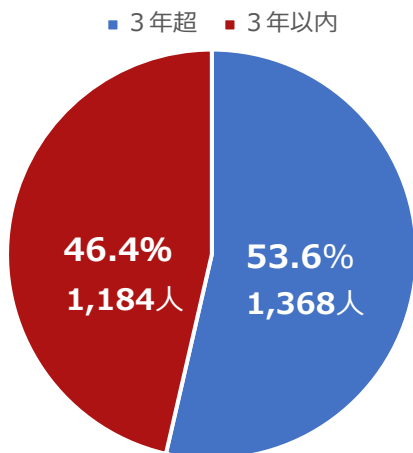


図-1 未熟練労働者が占める労働災害発生割合（令和7年）

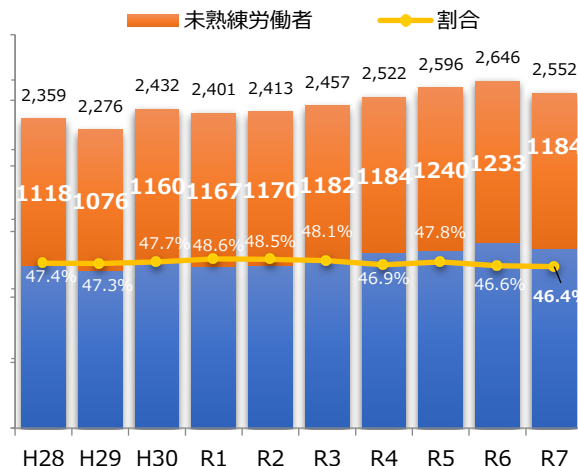


図-2 未熟練労働者による労働災害発生状況の推移

未熟練労働者の労働災害が多いのはなぜ？

作業に慣れていない

「自分は大丈夫」と思い込む

安全衛生のルールが身につけていない

危険に対する感受性が低い

未熟練労働者の災害が増えている要因の一つには、**外国人労働者（技能実習生を含む）**や、**派遣労働者の増加**があります。

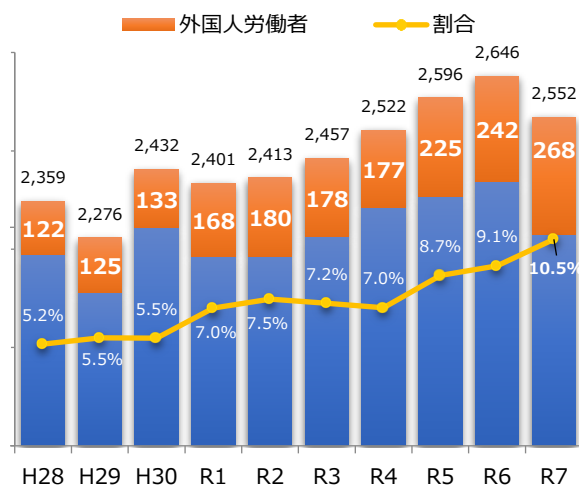


図-3 外国人労働者による労働災害発生状況の推移

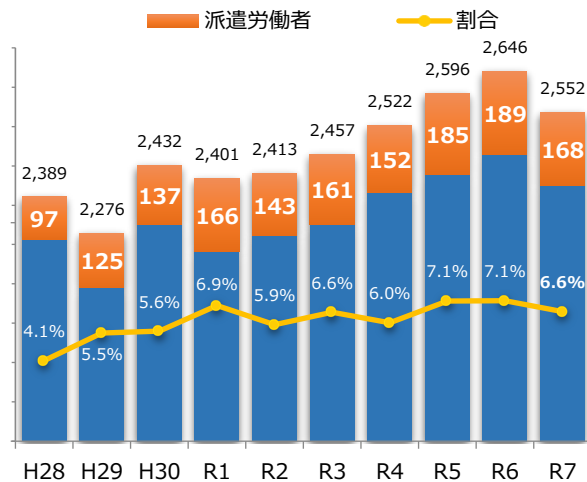


図-4 派遣労働者による労働災害発生状況の推移

業種別では、**製造業**が最も多くなっています。

事故の型別では、「**転倒**」「**動作の反動・無理な動作**」「**はさまれ、巻き込まれ**」が**ワースト3**となっています。

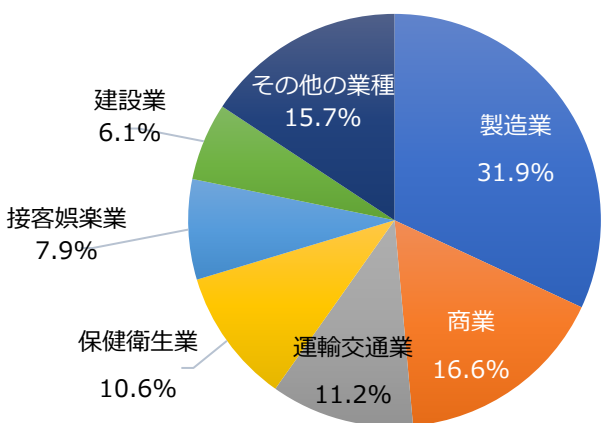


図-5 未熟練労働者による業種別労働災害発生状況（令和7年）

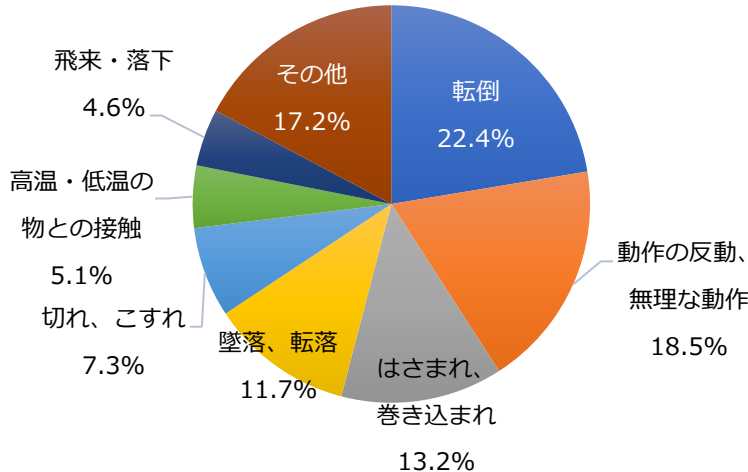


図-6 未熟練労働者による事故の型別労働災害発生状況（令和7年）

労働災害防止のポイント

～労働者の皆様へ～

1. 雇入れ時等に受けた**安全衛生教育**を確実に守りましょう
「いそがない・あせらない・おこたらない」
2. 職場の**整理整頓**を実施しましょう
3. 機械のカバーは勝手に外さない
また、掃除等の際には機械の停止を必ず確認しましょう
4. 保護帽、安全靴などの**安全装備**は正しく着用しましょう

～事業主の皆様へ～

1. 雇入れ時や作業内容を変更したときは、**安全衛生教育を必ず実施**しましょう

※外国人に対しては、母国語による教育も有効です

2. 「危険の見える化」を推進しましょう

※潜む危険を可視化することで、誰でも容易に危険を認識できます



※未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

